

# 松本しろにし「居宅介護支援」重要事項説明書

## 運営方針

居宅で生活するご利用者が、自立した日常生活を営むために必要な保健医療サービスと福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮いたします。また、ご利用者などの同意に基づき、居宅サービスの提供が確実にされることを支援するとともに、サービスの提供内容に問題はないか、新たな問題が生じていないかなどについて定期的に確認し、必要に応じて計画の内容を変更していきます。

常にご利用者とそのご家族などの立場に立ち、迅速に適切に丁寧に対応いたします。

更に以上の事業を行うことから地域住民の福祉の向上を支援していきます。

## 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

連絡先（電話番号） 0263-33-6400（代表）  
0263-36-4624（直通）  
24時間対応 080-2249-2729（携帯）  
080-8379-8962（携帯）

## 居宅介護支援事業所の実施概要

事業所名 松本しろにし  
所在地 松本市城西1丁目5番16号  
介護保険指定番号 長野県2010217111  
サービスを提供する地域 松本市・安曇野市（それ以外の地域も希望に応じて行います）

## 職員体制

管理者 谷口 禎 介護支援専門員 2名以上

## 営業日・時間

月曜日～土曜日 午前8時45分～午後5時30分  
国民の祝日、指定休日（夏季休暇、年末年始）を除く。  
上記営業時間以外でも、必要な時にはご連絡下さい。

## 利用料など

利用料 居宅介護支援費は、介護サービスの提供開始以降1ヶ月につき介護報酬の告示上の額とされています。  
法定代理受領により当事業所の居宅介護支援に対し、介護保険の給付として支払われる場合、ご利用者の自己負担はありません。

交通費 当事業所の担当地域（松本市、安曇野市）は、交通費の負担はありません。  
担当地域以外の場合は実費を頂きます。（10km毎100円）

## サービスの利用開始

サービスについて説明し、サービス利用の同意と契約を得てから利用の開始となります。

## サービスの終了

自動終了

- ① 要介護認定で、非該当となった場合。
- ② お亡くなりになった場合

ご利用者の都合の場合

いつでも解約出来ます。

当事業所の都合の場合

終了1ヶ月前までに、文書で通知、他事業所を紹介させて頂きます。

## 公正中立

特定の居宅サービス事業所に不当に偏ることの無いようにサービスを提供いたします。

ご利用者は、複数の居宅サービス事業所等の紹介を求めることができます。

又当該事業所をケアプランに位置づけた理由についても説明を求めることができます。

居宅サービス事業所をご提案させて頂きご利用者に選択して頂く方法を取っています。

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の

利用状況は 重要事項説明書別紙 のとおりです。

## 秘密保持

サービスを提供する上で知り得た秘密を第三者に漏らすことはありません。

契約終了後も同様です。

あらかじめ文章で同意を得ない限りご利用者、ご家族の個人情報を用いることはありません。

## 事故発生時の対応

サービスの提供に伴って損害を及ぼした場合、ご利用者、ご家族、市町村に速やかに連絡すると共に必要な措置を講じ、その損害を賠償します。

## サービス内容に関する相談・苦情窓口

\* 松本しろにし 担当者 谷口 禎 電話番号 0263-33-6400

\* 松本市健康福祉部 高齢福祉課 電話番号 0263-34-3213

\* 長野県国民健康保険団体連合会 電話番号 026-238-1580

年 月 日

居宅介護支援事業の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者名	松本しろにし	
住 所	松本市城西 1 丁目 5 番 1 6 号	
管理者	谷口 禎	印
説明者		印

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援事業についての重要事項の説明を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印
(代理人)	住所	
	氏名	印